

厚生労働大臣の定める掲示事項は下記の通りです。

外来にかかる届出事項

【明細書発行体制等加算】 1点

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、

平成22年7月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細

書を無料で発行することといたしました。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【コンタクトレンズ検査料1】 200点

当院は「コンタクトレンズ検査料1」を算定しています。

初診料 291点

再診料 76点

コンタクトレンズ検査料1 200点

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※再診料は明細書発行体制等加算（1点）を含めた点数となっております。